

2026年1月

お客様 各位

飛驒信用組合

## 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申しあげます。

標記につきまして、2021年6月に政府より公表された「成長戦略実行計画」に、「5年後の約束手形の利用廃止」、「小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、全国銀行協会は「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とする自主行動計画を策定しました。

当組合は、これらの社会的要請を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取り組みの一環として以下の対応を実施いたします。

今後もより一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜わりますようお願い申しあげます。

### 1. 手形帳・小切手帳の発行終了

2026年3月31日(火)をもって、手形帳・小切手帳の発行を終了いたします。

### 2. 手形・小切手の振出期限の設定

手形・小切手の最終振出期限を2026年9月30日(水)といたします。

最終振出期限を超過して振り出された手形・小切手は、当座勘定からのお支払いができません。

### 3. 他行を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金受付終了

2026年9月30日(水)をもって、当組合以外の金融機関を支払地とする手形・小切手の預金口座への入金を終了します。

入金先の口座は、当座預金の他、普通預金、定期預金等各種預金を含みます。

#### 4. 当座勘定払戻請求書の制定について

利用開始日	2026年2月2日（月）
実施内容	当座勘定からの払い戻し手段である小切手の代わりとして、専用払戻請求書を制定いたします。
入手方法	当座預金開設店舗の窓口にお申し付けください。1冊50枚綴りのものを無料でお配りします。
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当座勘定払戻請求書に日付、口座番号、金額をご記入し、届出の印 章により記名押印してください。</li> <li>・当座勘定払戻請求書は切りはなさず、当座勘定払戻帳を窓口に提出 ください。</li> <li>・払戻しは口座名義人さまにかぎります。当座勘定払戻請求書は第三 者への交付、譲渡はできません。</li> <li>・当組合所定の本人確認資料の提示等をお願いする場合があります。</li> </ul>

#### 5. 当座勘定払戻請求書の制定に伴う当座勘定規定の改正

(1) 改正日 2026年2月2日（月）

(2) 改正内容 <変更箇所のみ記載>

改正前	改正後
<p>7. (手形、小切手の支払)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手</u>を使用してください。</p>	<p>7. (手形、小切手の支払等)</p> <p>(3) 当座勘定の払戻しは、<u>次のいずれか</u>の方法で行ってください。</p> <p>①<u>届出または登録の印 章により、当組合 所定の払戻請求書（以下「払戻請求書」と いいます。）に記名押印して提出する 方法。</u></p> <p>②<u>小切手を使用する方法。</u></p> <p>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用す る場合には、当該当座勘定の払戻しを受 けることについて正当な権限を有するこ とを確認するための本人確認等の手続を 求めることができます。この場合、当組 合が必要と認めるときは、この確認がで きるまでは払戻しを行わないことがあり ます。</p>
<p>8. (手形、小切手用紙)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつ</p>	<p>8. (手形、小切手用紙等)</p> <p>(5) 手形用紙、小切手用紙、<u>払戻請求書</u></p>

た場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。	の <u>交付請求</u> があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>	<p>12. (手数料等の引落し)</p> <p>(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p>
<p>13. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。<u>ただし、</u> <u>その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u></p>	<p>13. (支払保証に代わる取扱い)</p> <p>小切手の支払保証はしません。</p>
<p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>17. (印鑑照合等)</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます。）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、のために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>

## 6. 手形・小切手の代替手段のご案内

手形・小切手の電子化は事務負担の軽減、印紙代等のコスト削減等の様々なメリットがございます。

手形・小切手をご利用中のお客さまにおかれましては、「ひだしんでんさいサービス」や「ひだしん法人インターネットバンキング」といった電子的決済手段のご利用をお願いいたします。

【お問い合わせ先】  
お客様相談室  
電話番号：0120-36-4501  
受付時間：平日 9：00～17：00